

(安全管理規定第2条関係)

2023（令和5）年度
飯塚市茜屋野外活動センターリフト安全報告書(案)

索道事業

飯 塚 市

一般財団法人サンビレッジ茜

1 利用者の皆様へ

本市の索道事業に対しまして、日頃からご利用とご理解をいただき、誠に有難うございます。索道事業の経営理念の第一に、「安全の確保」を掲げ、鉄道事業法、その他輸送の安全に関する法令・省令の遵守とともに安全輸送に努めております。

本報告書は、鉄道事業法に基づき、輸送の安全確保のための取組みの実績や安全に関する情報について、毎年度、安全報告書として公表するものです。

令和5年度は、11月下旬に発生した大規模な停電により、茜野外活動センターリフトの運行を停止しており、利用者の皆様には大変なご迷惑をおかけしております。現在、センターリフト運行につきましては、関係機関等と連絡調整しながらセンターリフトの運行再開に向けて取り組んでいるところです。利用者の皆様のご理解とご協力をお願いいたします。

2 輸送の安全を確保するための基本方針等と安全目標

(1) 安全の基本理念、安全方針

安全第一の意識をもって索道事業を行える安全管理体制の整備を行い、輸送の安全を確保するための基本理念その他索道事業に関する安全方針を掲げ、安全の確保を図りながら事業の遂行を行っています。

職員等の安全に係る行動規範（安全の基本理念、安全方針）は次の通りです。

- ① 一致協力して輸送の安全確保に努めること。
- ② 輸送の安全に関する法令及び関連する規程を理解するとともにこれを遵守し、厳正、忠実に職務を遂行すること。
- ③ 常に輸送の安全に関する状況を理解するように努めること。
- ④ 職務の実施に当り、推測に頼らず確認の励行に努め、疑義のある時は最も安全と思われる取扱いをすること。
- ⑤ 事故・災害等が発生した時は、人命救助を最優先に行動し、速やかに安全適切な処置をとる。
- ⑥ 情報は漏れなく迅速に、正確に伝え、透明性を確保すること。
- ⑦ 常に問題意識を持ち、必要な改革に果敢に挑戦すること。

(2) 安全目標

令和5年度の索道輸送安全目標（令和5年4月～令和6年3月）は次のとおりです。

「安全・安心なリフト運行」を目標に取り組みました。

3 事故等の発生状況とその再発防止措置

(1) 索道運転事故

令和5年度、索道運転時の事故等はありません。

(2) 災害（地震や暴風雨、豪雨など）

令和5年度、災害による運転事故はありません。

(3) インシデント（事故の兆候）

令和5年度、国土交通省へのインシデント報告はありません。

4 輸送の安全確保のための取組み

(1) 安全点検

索道の営業開始前・終了時の点検及び定期的な搬器脱着・移動を行い索条の保守点検を実施しています。

(2) 安全教育

安全管理体制の維持・改善に必要な安全教育・訓練を定期的に行い、輸送の安全確保を図っています。

(3) 緊急時対応訓練

緊急時や長時間の運転停止時における救助訓練を定期的実施しています。また、予備原動機の点検・運転を定期的実施しています。

(4) 施設設備の点検・報告

施設設備の安全維持のため、日々の施設設備の点検及び毎月のメンテナンスを行い、また、電気系統は九州保安協会と連携し、点検状況を飯塚市に報告するとともに設備の補修・改善を行っています。

(5) 安全管理体制

市長をトップとする安全管理組織を構築し、各責任者の責務を明確にしています。安全管理体制表は別図1のとおりです。

(6) 「ヒヤリ・ハット」情報収集等の活用

乗客の乗車時、乗車中、降車時に伴う「ヒヤリ・ハット」事例を収集し、安全対策を講じるとともに、乗客に注意を促しています。また、利用者からの意見等は日常業務に反映させています。

(7) 安全確保の観点から、リフト乗車時の注意をお願いしています。

- ① 乗り方に慣れないお客様には減速運転を行う。
- ② 搬器から飛び降りたり、搬器を揺らさない。
- ③ 衣服・携帯品・髪の毛などが、搬器等に巻き付かないように注意する。
- ④ 安全バーを必ずおろして使用する。
- ⑤ 改札後は係員の指示に従う。

5 報告書に関するご意見等

報告書へのご感想、安全運行等に関するご意見をお寄せください。

〒820-0705 福岡県飯塚市山口845-38

一般財団法人サンビレッジ茜 「お客様係」

TEL: 0948-72-3331 FAX: 0948-72-3335

E-mail: qqre9mc9n@view.ocn.ne.jp

(別表1)

安全管理体制

飯塚市

